

氏名	唐 渡 晃 弘
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	論法博第153号
学位授与の日付	平成16年11月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	国民主権と民族自決 ——第一次大戦中の言説の変化とフランス——

論文調査委員 (主査) 教授 木村雅昭 教授 小野紀明 教授 大嶽秀夫

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、20世紀において規範的意味を持つに至った「一国民、一国家」という概念を、「民族自決」という言説の形成という観点から、第一次大戦の終結過程の分析を通じて、その問題点を検討しようとするものであり、実証的な手法により明らかにされる具体的な歴史上の出来事と、それにまつわる言説との関係を探究することに焦点がおかれる。全体は、国民と民族に関する言説をたどる第一章に続いて、第二章から第五章では歴史的過程と言説との関係を跡付け、最後に、新たな言説の誕生について検討する第六章から構成される。

第一章では、原語である“nation”が同じであるために、混同されて用いられてきた「国民」概念と「民族」概念とを整理する。まず、どちらも実体ではなく、抽象的な概念であり、言説の中にのみ存在したことを強調した上で、歴史的な意味付与の変遷を検討する。そこでは、言語に代表される客観的な基準による理解も、住民の意思という主観的な基準による理解も、ともに「民族」を実体として捉えているとして、排される。そのうえで、フランス革命により「国民」が主権概念として提示されたこと、その主張を利用して、中欧から東欧においては新たな国家形成を正当化するための言説として「民族」が援用されたことが示され、望ましいと考えられる国家の有無によって、“nation”概念の用いられ方が異なっていたことが指摘される。さらに、産業化の要請から19世紀後半から世紀末のヨーロッパでは、国家によって実体としての「国民」が創り出されたことが論じられ、第一次大戦開始時には、さまざまな意味付与が可能となった言説が存在していたことが示される。

第二章は、いわゆる「被抑圧民族」と呼ばれた集団と19世紀のフランス外交との関係を取り上げる。具体的には、ポーランド人および中欧の帝国内の諸民族とフランスとの関係を検討し、フランスは民族問題を重視した政策をとったのではなく、あくまでも国益に則った非常に戦略的な外交を展開したことを跡付ける。さらに、同様の外交が第一次大戦中も継続され、フランスは「ドイツ問題」こそ、最も重要視したことが示される。それと同時に、フランス内において民族集団を支持する主張が少なからず見られたことを指摘し、その主張が実際に遂行された外交には反映されなかったにもかかわらず、フランスが諸民族を支持してきたという言説の流布に寄与したことを論証する。

第三章から第五章にかけては、第一次大戦の終結過程と「民族自決」をめぐる言説の浸透との関係が検討され、特に、戦後秩序に決定的影響力を持った英米仏の三首脳の見解と論争に焦点が当てられる。第三章では、ウイルソン大統領の理想主義的主張とボルシェヴィキの革命的主張、さらには両者の競合により、「民族自決」が急速に脚光を浴びて政治的影響力を持ったこと、それを背景として、独立や領土拡張を狙う民族集団や既存の諸国家がその主張を援用し始めたこと、他方で終戦時には、戦勝諸国がこの主張について異なる解釈を下し、それぞれが自国に有利な結論を引き出そうとしたことが論じられる。その過程を通じて、内容は多義的でありながら「民族自決」が原則であると理解されるようになったこと、「民族」が実体であるとする解釈が広まったことが指摘される。続く第四章では、講和会議における領土問題の決定過程が検討される。個々の具体的係争点は状況依存的に合意が形成され、あるときは住民の意思の表明であるとみなされた「住民投票」に委ねられたこと、あるときは主に戦前の調査に基づく民族集団の分布や言語分布に基づいたり、経済的・戦略的考慮に依拠

したりして、三首脳が決定したこと、他方で、当事者間の武力衝突の結果によって国境画定がなされた場合が明らかにされる。これらの決定過程において、戦勝国の首脳たちの主張は一貫しておらず、事例ごとに異なる解釈を恣意的に用いたこと、それにもかかわらず、決定を下す理由付けとしては、つねに「民族自決」が援用されたこと、領土要求をする集団も敗戦国もまた、自国の主張の根拠付けとして「民族自決」を援用したことが示される。国境画定における論理一貫性の欠如は、先行研究においても指摘されてきたところであるが、本論文では、「民族自決」をめぐる言説との関係が詳細に論じられる。

第五章は、講和会議におけるマイノリティ問題の議論を通じて明らかになった、「国民」概念のとらえ方を検討する。従来この問題は、いわゆる「少数民族」を如何に保護するかという視点から、戦後における保護の失敗について論じられてきたのに対し、本論文では、まず国際条約による保護の歴史的背景を明らかにした上で、講和会議の議論を分析することによって、戦勝国の首脳たちが具体的に「国民」をどのように把握し、その彼らの主張が、如何に言説の変化と結びついたかを再検討する。すなわち、一方では、マイノリティとなる集団を保護するという目的を掲げながらも、他方で、それと同時に、国家によるマイノリティのマジョリティへの統合という見解がその背景で働いていたことが示される。それは、具体的な適用を事実上不可能ならしめる議論であり、国境画定に際して援用された議論とも相容れない論法であったが、そこにこそ、既存国家において民主主義を確立するために成立した言説を用いながら、実体としての民族集団を想定して新国家を承認する場合に逢着する問題が見られると主張する。そしてこうした問題点を抱えながらも、マイノリティの保護が重要視された理由として、講和会議の決定の正当化根拠として、「民族自決」が掲げられたこと、さらに、戦前には見られなかった射程を持つマイノリティ保護の条約が多数締結されたことによって、「民族自決」が新たな原則であるという言説が浸透したと論じている。

第六章では、講和会議の影響が検討される。まず、フランスは対独安全保障の確保を第一の政策目標としており、「民族自決」については、便宜的あるいは正当性の外観を与えるためだけに言及していたと指摘する。ところが、講和会議の終結とともに、フランスの会議参加者を含めて、戦勝諸国、敗戦諸国、新興諸国のすべてにおいて、「民族自決」こそが講和会議の基本原則であったという主張がなされたこと、戦前から混同されていた「国民権」概念との結びつきを利用して「民族自決」という主張を正当性の根拠と看做すようになったことが指摘され、その主張の論理構成の問題点が論じられる。その結果として、その言葉が意味するところは多義的でありながらも、民主主義原則の現われとしての「民族自決」という言説が広範に受け入れられるようになったこと、そのために、その言説を利用する国家が権力によって「国民」を「創設」するようになり、かつ“nation”が実体として絶対視されるようになったと論じ、ひいては、この言説の影響が、第二次大戦後の脱植民地化や共産主義諸国の崩壊後の内戦にまで及んでいることを示唆して論証を終えている。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は第一次世界大戦の戦後処理を扱ったパリ講和会議で民族自決の原則がいかに適用されることとなったかを、実証的に明らかにしようとしたものである。この会議では民族自決が戦後秩序を律する原則として宣言されたものの、その具体的な適用をめぐるのは、民族構成の複雑さに加えて具体的な政治的思惑が交錯した結果、様々な問題が噴出することとなった。そうした状況を解明するために著者は国民、さらに民族なる概念をその根底に遡って検討している。著者によれば、国民、あるいは民族なるものの意味するところは極めて多義的であり、いうならばそれらが「言説」、つまり言葉の上で創出された集団にすぎないにもかかわらず、現実の政治状況ではあたかも実体を表すものとして受け止められたことこそが、民族自決にまつわる問題状況の根底に位置するものである。従来 nation をめぐっては、それを主意主義的に捉え、「日々繰り返される人民投票」にこそ「国民」の本質を捉える見解と、その反対にむしろ客観的な規準を重視することによって文化主義的に「民族」を捉える見解とが提示されてきた。しかし前者がフランス革命に際して君主主権に対抗して革命の正当性を弁証せんとして提示された一方で、後者もナポレオンの支配からの解放を志向する中・東欧諸国によって主張されたものであり、そのいずれもが実体ではなくて抽象的概念であり、言説の中にのみ存在したものである。しかもその後、状況の変化に伴って言説としての nation の内容が各政治勢力によって都合主義的に繰り返し組み直された結果、現実の政治的利益の実現をめぐる紛争が nation を確定する上での闘争という形をとることとなったのである。

こうした観点にたつて著者は第一章で、これまで展開されてきたナショナリズムをめぐる議論を検討し、主意主義的立場

に立つ場合も、文化主義的立場に立つ場合も、nation が言説として提示されていたゆえに、現実に nation を確定するにあたっては政治的考慮が決定的であったことを、数々の例証を踏まえつつ論証しているが、この著者の考察はナショナリズムに関する第一級の理論的貢献と評価されるべきものである。それを踏まえて第二章以下では、パリ講和会議を具体的対象に取り上げ、歴大な議事録、回想録、先行研究をふまえてチェコスロヴァキア、ポーランドの戦後処理の実態を詳細に検討している。著者によれば民族自決がこの会議を貫く基本原則であったにもかかわらず、ここにおいても、当事者が言説として国民や民族を主張し合い、実体としてのそれを明示的に確定し得なかったがため、国境線を確定するにあたっては当事者の様々な思惑が入りこむこととなったのである。ここで著者が明らかにする戦後処理の実態は、自国の安全保障の確保を最優先するフランス、ヨーロッパに勢力均衡を樹立せんとするイギリス等、民族自決の美名の下に貫徹してゆく各国の現実政治上の利害関係であり、その時々的情勢判断に応じて、主意主義的な国民概念、ならびに文化主義的な民族概念を巧みに使い分けるといった状況である。そしてこうした状況に直面してアメリカも当初の理想主義的立場を後退させ、妥協を余儀なくされるに至ったのである。

「力が抽象的な正義に対して勝利することを歴史が示している」とロイド・ジョージをして言わしめたパリ講和会議での勝者と敗者との駆け引き、さらにその結果としての戦後処理の首尾一貫性の欠如をめぐっては、従来から様々な研究があるものの、国民、民族を「実体」としてでなく「言説」と捉えることによって、民族自決をめぐる問題状況を詳細に浮き彫りにしたことは高く評価される。国家間の歴史を主に権力や経済的利害をめぐる闘争から説明する伝統的な政治史の方法論に立つ実証的分析と組み合わせることによって、「言説」としての国民や民族がいかに具体的状況の中でいわば捏造されるかが、明らかにされているのである。さらに民族ないし国民が実体として必ずしも確定しえず、それぞれがカバーする範囲が多義的であるものの、パリ講和会議、さらにその後、民族自決が「言説」として一人歩きし始めたことに、著者はそれまでとは異なる二〇世紀の政治に独特の特質を見出している。著者によれば、そもそも民族自決の原則は、民主主権が実現されてこそ平和が保障されるとするウィルソンの理想主義的主張に支えられていたものの、それが戦後処理の原則として急速に浮上してきたのは、レーニンが打ち出した民族自決に対抗せんとしたためであり、この意味でその後の二〇世紀の政治を先取りするものであったのである。

いずれにせよパリ講和会議以降、民族自決が国際秩序を律する原則として一人歩きすることになったことを考えるとき、その実状を歴大な資料的検討を踏まえて明らかにした本論文の価値は大きい。とくに従来民族自決の友として受け止められてきたフランスの政策の実態を詳細に分析したことは特筆されるべきである。また冷戦終結後、ナショナリズム、エスノ・ナショナリズムが台頭し、各地で凄惨なコンフリクトを惹起させている今日の状況に鑑みると、国民、民族のいずれをも、あたかも「実体」を備えた集団であるかのように表象する「言説」と捉えることによって、それらをいわば脱構築せんとする著者の考察は、すぐれて今日的意味を有している。本論文は、実証性を重んじる伝統的な政治史研究と人文・社会科学の領域で近年注目を集めている新しい視座を結びつけた見事な成果といえよう。

以上の諸点に鑑み、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものである。なお平成16年9月16日、調査委員3名が本論文と関連学術の試問を行った結果、合格と認めた。